

茨城県報 第5958号

昭和46年10月21日

木曜日

(明治35年3月17日)
第三種郵便物認可

目 次

告 示

	ページ
●国民健康保険医(同業薬剤師)の登録(国民健康保険課).....	1
●保険医療機関の指定(保険課).....	2
●保険医療機関及び保険薬局の辞退(〃).....	3
●保険医の登録(〃).....	3
●田伏地区土地改良事業の縦覧(農地管理課).....	4
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(〃).....	5

公 告

●開発行為の工事完了(建築住宅課).....	5
●土地立ち入り測量(2件)(用地室).....	6
●土地立ち入りの許可(〃).....	6

告 示

茨城県告示第1083号

国民健康保険法第39条の規定に基づき、次のとおり国民健康保険医(同業薬剤師)として登録したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第9条の規定により公示する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

記号・番号	登録年月日	国保医(同業薬剤師)名
茨国医 第2786号	46. 10. 1	井 上 仁
茨国医 第2787号	46. 9. 16	大 和 田 稔
茨国歯 第806号	46. 9. 30	勝 村 佳 雄
茨国薬 第580号	46. 9. 27	土 子 茂 子

茨城県告示第1084号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和32年政令第87号)第2条に基づき、保険医療機関の指定に関し、次の事項を告示する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科	所在地	開設者又は 代表者	指定申請 の事由
勝医 45 46.10.1	四方病院	胃, 外, 整外 肛, 内	勝田市春日町12-1	四方 光	新規開設
鹿医 59 "	ハタミ病院	外, 整外, 皮 泌, 内	鹿島郡銚田町 大字銚田1305	播田 実虎男	"
久医 36 "	社団法人水郡 医師会立依上 診療所	内, 外	久慈郡大子町 大字下金沢261	船山 勤	"
" 37 "	社団法人水郡 医師会立生瀬 診療所	"	" " 大字小生瀬3536	"	"
水医 140 "	松尾小児科医院	小	水戸市大工町 1-3-4	松尾 伸	再指定
日医 52 46.9.18	瀬尾産婦人科医 院	産婦, 外, 内	日立市東多賀町 2-15-8	瀬尾 芳寛	"
" 69 46.10.1	日立港病院	外, 整外, 胃 内, 小, 放, 産婦, 性	" 久慈町 3-4-22	伏屋 淳	"
土医 90 "	藤田皮膚科診療 所	皮, 泌, 外, 性	土浦市富士崎町11 鈴木ビル2階	藤田 俊男	"
下医 40 "	池羽医院	内, 小, 産婦	下館市女方5	池羽 トク	"
海医1083 "	水海道厚生病院	内, 精, 神	水海道市大狩谷町 鹿野373	小園江 明芳	"
勝医 27 "	青木外科医院	外, 整外	勝田市東石川 516の2	青木 正敏	"
東医1020 "	茨城町国保病院	内, 外, 産婦 放, 耳咽	東茨城郡茨城町 小堤975	荻津 正夫	"
歯 科					
日歯 69 46.10.1	谷田部歯科医院	歯	日立市石名坂町102	谷田部 博	新規開設
水歯 69 "	高村 "	"	水戸市栄町 1-8-11	高村 建治	再指定
" 80 "	臼井 "	"	" 見和町242の5	臼井 健祐	"
日歯 45 "	飯塚 "	"	日立市幸町 2-12-7	飯塚 勝	"

日歯 48 46.10.1	鳩ヶ丘歯科医院	歯	日立市助川町 5-1-8	椎木 徳 寿	再指定
勝歯 11 "	山 本 "	"	勝田市泉町14-23	山 本 一 郎	"
西歯 21 "	小 森 "	"	西茨城郡岩瀬町 岩瀬240	小 森 浩 二	"
" " 24 "	横 田 "	"	" 岩間町下郷4439	横 田 春 臣	"

薬 局

猿薬 11 46.10.1	藤屋薬局	調 剤	猿島郡境町366	藤本 澄 以	再指定
------------------	------	-----	----------	--------	-----

茨城県告示第1085号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第2条に基づき、保険医療機関及び保険薬局の辞退に関し、次の事項を告示する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- | | | |
|---|-------------|------------|
| 1 | 保険医療機関名称 | 黒田診療所 |
| | 指定記号番号 | 城医 18 |
| 2 | 辞 退 年 月 日 | 昭和46年9月5日 |
| 1 | 保 險 薬 局 名 称 | 采真堂和田薬局 |
| | 指定記号番号 | 水薬 20 |
| 2 | 辞 退 年 月 日 | 昭和46年8月28日 |

茨城県告示第1086号

保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和32年政令第87号）第9条に基づき、保険医の登録に関し、次の事項を告示する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

氏 名	登録記号番号	登録年月日
井 上 仁	茨医 2879	46. 10. 1
勝 村 佳 雄	茨歯 816	46. 9. 30
土 子 茂 子	茨薬 491	46. 9. 27

茨城県告示第1087号

田伏土地改良区が行なおうとする田伏地区土地改良事業については、適当と決定したので、土地改良法第48条第6項において準用する同法第8条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 縦覧に供する書類

田伏土地改良区定款の写し

田伏地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間

昭和46年10月26日から昭和46年11月15日まで

3 縦 覧 の 場 所

出 島 村 役 場

茨城県告示第1088号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は昭和46年10月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 小野土浦線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
新治郡新治村大字大志戸 字下田1612番から	旧	メートル 最大 10.0 最小 5.0	メートル 2,068.0	
新治郡新治村大字大畑 字石橋乙195番まで	新	最大 18.0 最小 5.0	1,980.0	

1 道路の種類 県 道

2 路 線 名 千葉竜ヶ崎線

3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
北相馬郡利根町大字布川 字東前1944の1番から 北相馬郡利根町大字布川 字内宿3358の2番県界まで	旧	メートル 最大 9.5 最小 4.7	メートル 1,715.8	
北相馬郡利根町大字布川 字東前1944の1番から 北相馬郡利根町大字布川 字内宿3027番県界まで	新	最大 27.5 最小 10.6	1,146.0	

茨城県告示第1089号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和46年10月21日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 路 線 名 県道 小野土浦線
- 2 供用開始の区間 新治郡新治村大字大志戸字下田1612番から
新治郡新治村大字大畑字石橋乙195番まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年10月21日

- 1 路 線 名 県道 千葉竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 北相馬郡利根町大字布川字東前1944の1番から
北相馬郡利根町大字布川字内宿3027番県界まで
- 3 供用開始の期日 昭和46年10月21日

公 告

●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定にもとづき、次の地域の工事が昭和46
年9月28日に完了したことを公告する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 工事を完了した施行地区に含まれる地域の名称
稲敷郡阿見町大字阿見字阿見原5206番の1, 5206番の4, 5206番の5, 5206番の6, 5206番の
7, 5206番の8, 5206番の9, 5207番の3

2 事業主の住所氏名

稲敷郡阿見町上長3-32

野 口 忠 男

●土地立ち入り測量

土地収用法第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道石塚石岡線橋梁架換工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
東茨城郡美野里町大字寺崎字蒲沼道地内
西茨城郡岩間町大字安居字組倉地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和46年10月21日から昭和47年3月25日まで

- 1 起業者の名称 茨 城 県
- 2 事業の種類 県道宗道筑波線道路改良工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域
筑波郡筑波町大字北太田字猿内、字萱場、字根本及び字竹ノ下地内
- 4 立ち入ろうとする期間
昭和46年10月21日から昭和47年3月31日まで

●土地立ち入りの許可

土地収用法第11条第2項の規定により次のとおり立ち入りを許可した。

昭和46年10月21日

茨城県知事 岩 上 二 郎

- 1 起業者の名称 東京電力株式会社
- 2 事業の種類 特別高圧送電線第二福島幹線新設工事
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

下 館 市

大字茂田 字樋田、字鶴牧、字湯川、字赤淵、字上赤淵、字下赤淵、字上弥次郎、字下弥次郎前、
字柳町、字釜下、字柳下、字樋町、字鯉田、字関田、字堤崎、字久保田、字館東、字
星宮下、字西田、字薬師堂、字川原田、字川子内、字館内、字館前及び字後前田地内
大字深見 字松本、字本田、字腰巻、字柳橋、字南島、字町田、字宮西、字増内及び字北浦地内

大字成田 字向荒句地内

大字川連 字荒句, 字吉添, 字沖中, 字長町, 字加治面及び字前田地内

大字徳持 字東堀付, 字高耕地, 字サイカチ下, 字沖中, 字山東及び字細入先地内

大字大塚 字北田及び字西田地内

大字西石田 字下山地内

大字飯田 字一丁田東, 字三反田, 字一丁田前, 字流, 字正根, 字横手場, 字坂下, 字川奈志,
字干耕地及び字治部内地内

大字嘉家佐和 字長町, 字母浦及び字母子島地内

眞壁郡協和町

大字蓬田 字天作, 字東原及び字谷田地内

大字小栗 字下中台, 字東原, 字鎌倉及び字稲荷谷地内

大字久地楽 字鎌倉, 字東高野, 字高野, 字森子塚及び字西ノ内地内

大字井出蛭沢 字東原, 字南原及び字台ノ下地内

大字向川澄字稲荷下, 字稲荷前及び字川端地内

大字門井 字室ノ木, 字宿原, 字宮東, 字宿東, 字石橋, 字星ノ宮, 字祇園, 字禪門, 字愛宕,
字中原及び字蛭沢前地内

大字横塚 字堂下, 字町西, 字日光堂及び字宮下地内

西茨城郡岩瀬町

大字大泉 字後山, 字富士山, 字萩山, 字雪山, 字椿沢, 字沢尻, 字屋敷脇, 字観音入, 字風呂
入, 字前田, 字小松原, 字薬師台, 字腰巻, 字天神前, 字冠木, 字榎戸, 字宮田, 字
沖田, 字五領台, 字柳町, 字田辺, 字石関, 字堀添, 字権次郎畑, 字平野, 字柳沢,
字丑沢, 字萩戸及び字観音沢地内

大字堤ノ上 字大沢, 字赤沢, 字稲荷入, 字南戸屋, 字八幡前, 字赤坂, 字竹ノ下, 字宮東, 字
馬場前, 字金山前, 字雷向, 字竹久根, 字小谷下, 字瀬々加入, 字田光神及び字大門
地内

大字本郷 字馬場前, 字今宮, 字北内, 字池下, 字西浦, 字臺, 字後田, 字輪具及び字谷田地内

大字下泉 字遠辻地内

大字上野原地新田 字上野原地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和46年11月1日から昭和47年4月30日まで

▶ 県政の総覧 ～ 県民の六法 ◀

茨 城 県 報

茨城県の行政機構、財政、農林、水産、商工、観光、土木、衛生、労働、公安、教育、文化、民生等あらゆる行政にわたる県民の権利、自由もしくは利害に、直接間接関係のある条例、規則、告示、公告等は、いずれも「茨城県報」に登載し公表されます。

県政を理解することは県民の皆さまの事業活動、日常生活のため必要であり、ぜひ知つてもらわねばならないので、県ではこの県報の有償配付をいたしております。

購読御希望の方は、茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県総務部文書課までお申し込み下さい。購読料は、昭和46年4月1日から送料とも1ヵ月300円です。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 3 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人 茨 城 県
発行所

印刷所 茨 城 県 印 刷 所